

平成30年4月の移動支援の改定に係るQ&A

No	項目	Q	A	追加日
1	様式の変更	実績記録票の「サービス提供者名」について	記載は、苗字のみで可。	—
2	片道支援加算	算定要件である「片道の移動に1時間を越えた時間(算定時間1.5時間以上)を要する外出」の判断方法。余暇を含めて支援した結果、算定時間1.5時間以上となる場合に、加算を算定できるか。	通所(通学)にあたり、その内容に余暇を含めた時間で支援する場合には、当該時間を除いて、通所(通学)に要する時間のみで算定時間1.5時間以上となることを要します。 通所(通学)に要する時間は、余暇支援を含まない日の外出において、通常かかる時間で判断するものとします。	—
3	片道支援加算	行動障害等の障害特性により、移動に要する時間が通常のケースに比べて著しくかかる場合。	例えば、行動障害により、まっすぐ目的地まで移動することが困難な対象者の場合には、支給決定における通所(通学)に要する時間の判定を基に判断することとします。	—
4	片道支援加算	実績記録票の「片道支援加算」欄について加算を算定する場合には、従前の様式を利用できないか。	加算を算定する場合には、請求額に影響するものであるため、変更後の様式で請求していただく必要があります。	—
5	片道支援加算	通所・通学先に短時間(2時間未満)の滞在のとき、往路と復路の間隔が2時間以上の空きがないため、合算された時間での請求となる。その場合、合算された算定時間数が1時間半を超えたら片道支援加算は算定することはできるか。	左記の場合、片道支援加算の算定はできません。	30.6.22
6	様式の変更	実績記録票について、事業者システムで印字したものと手書きにサービス提供者印、利用者確認印を押印したものをセットで提出する場合の様式は同じ様式を用いるのか。	お見込みのとおりです。 印字した実績記録票が新しい様式であれば、セットにする手書きの実績記録票も新しい様式でなければなりません。	30.6.22
7	様式の変更	実績記録票のサービス提供時間に控除時間の欄がないが、移動支援計画上で控除する時間がある場合、どのようにすればよいか。	サービス提供時間の控除時間の記入は不要です。提供時間は控除時間を省いた時間にする必要はなく、実際の提供時間を入力してください。	30.6.22
8	片道支援加算	片道支援加算を請求する場合、支給決定を受けている区役所への届けや本人との契約は必要か。	必要ありません。	30.6.22
9	片道支援加算	片道支援加算を算定できる外出内容は不可欠の外出先であれば可能か。	下記に該当する外出に限定されます。 ア 小・中・高校・大学への通学 イ 障害福祉サービス事業所等への通所	30.6.22
10	様式の変更	実績記録票の「サービス提供者名」について、管理者名の記入はよいか。	実際にサービス提供した方の名前を記入してください。	30.6.22
11	過誤調整	片道支援加算の請求がある利用者について、平成30年4月以前の実績記録票を用いて請求し、のちに過誤調整を行うとき、誤った実績記録票をどのように朱字で訂正するのか。	誤った実績記録表の欄外に、片道支援加算の欄を設け、算定する場合には「1」を朱字で記載します。片道支援加算の記載欄以外にも、実績記録表の様式が変更されていますが、その他のところは訂正する必要はありません。	30.6.22